

第71回

定時株主総会
招集ご通知

開催
日時

2019年9月19日（木曜日）
午前10時（午前9時受付開始）

開催
場所

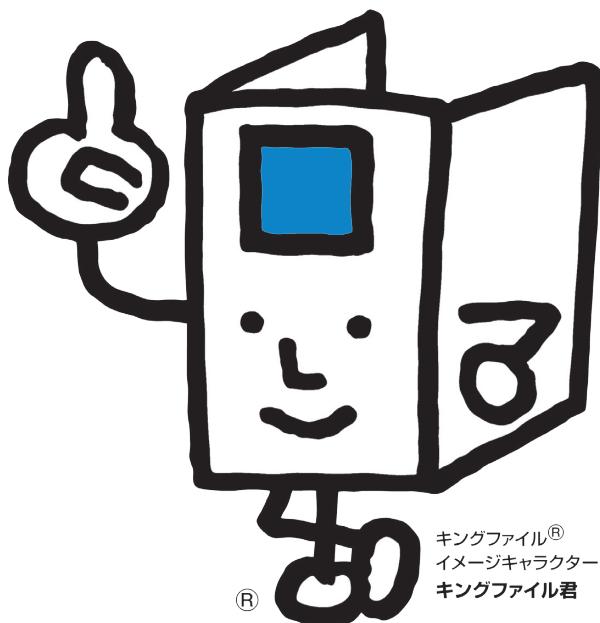
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル
3階 ロイヤルホール

決議事項

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策
（買収防衛策）更新の件 |

株式会社キングジム

証券コード：7962



キングファイル®
イメージキャラクター
キングファイル君

<ご案内>

昨年より、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

目 次

第71回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	2
株主総会参考書類	4
事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	36
2. 会社の株式に関する事項	42
3. 会社の新株予約権等に関する事項	43
4. 会社役員に関する事項	44
5. 会計監査人の状況	47
連結計算書類	
連結貸借対照表	48
連結損益計算書	49
連結株主資本等変動計算書	50
計算書類	
貸借対照表	51
損益計算書	52
株主資本等変動計算書	53
監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査報告	54
計算書類に係る会計監査報告	55
監査役会の監査報告	56

(証券コード 7962)
2019年8月30日

株 主 各 位

東京都千代田区東神田二丁目10番18号

株式会社キングジム

代表取締役社長 宮 本 彰

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年9月18日（水曜日）午後5時35分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年9月19日（木曜日）午前10時（午前9時受付開始）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階 ロイヤルホール

3. 会議の目的事項

報告事項 1. 第71期（自2018年6月21日至2019年6月20日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第71期（自2018年6月21日至2019年6月20日）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役12名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

以 上

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇事業報告中の会社の体制および方針、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kingjim.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。なお、監査役が監査した事業報告ならびに監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、前記の当社ウェブサイトに掲載した事項となります。
- 〇株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kingjim.co.jp/>）に掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただける場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2019年9月19日(木曜日)
午前10時(午前9時受付開始)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

書面による議決権行使

行使期限

2019年9月18日(水曜日)
午後5時35分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2019年9月18日(水曜日)
午後5時35分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2019年9月18日(水曜日)
午後5時35分行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について



0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会



0120-782-031 (平日9:00~17:00)

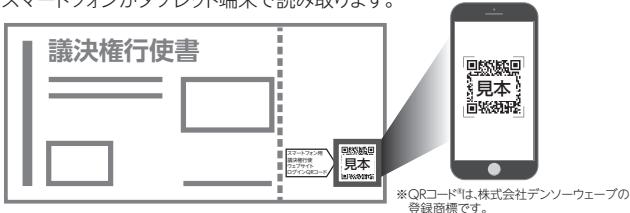
※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※当社では、定款第18条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

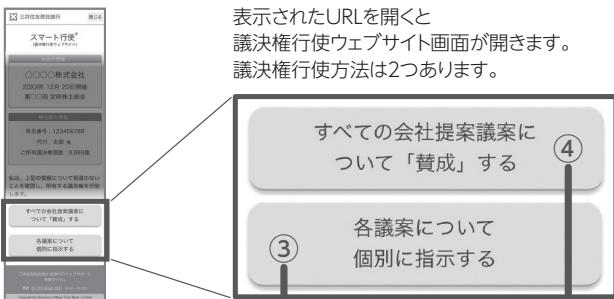
「スマート行使」によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

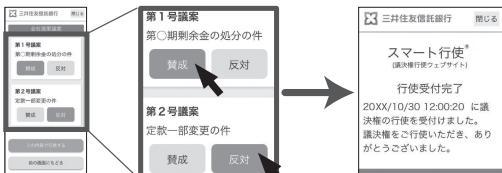
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード*」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



②議決権行使ウェブサイトを開く



③各議案について個別に指示する



④すべての会社提案議案について「賛成」する

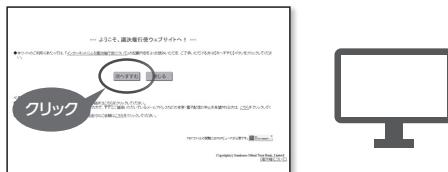
確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

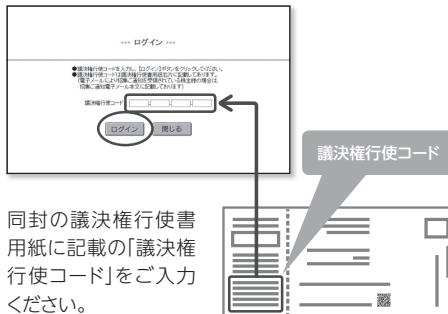
インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>

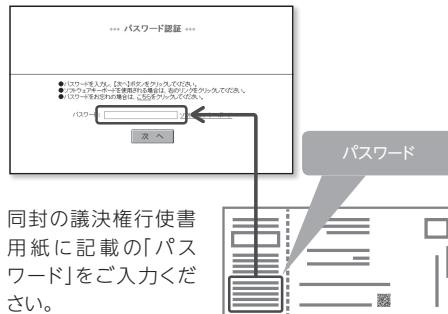


②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期末の剰余金の処分につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、また、当期の業績および今後の事業展開等を勘案しまして、別途積立金の一部を取崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株当たり 7円

総額 198,957,255円

なお、中間配当金として1株当たり7円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株当たり14円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年9月20日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 900,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 900,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。併せて、任期調整に関する規定を削除するものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期はその選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または補欠のため選任された取締役の任期は他の在任取締役の残任期間とする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期はその選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数および選任)</p> <p>第28条 (記載省略)</p> <p>② (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 (記載省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(監査役の員数および選任)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>

第3号議案 取締役12名選任の件

第2号議案が承認可決され取締役の任期が短縮されることを条件として、本総会終結の時をもって取締役10名全員が任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化を図るため、社外取締役2名を増員し、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	新任・再任	現在の当社における地位および担当
1	みやもと あきら 宮 本 彰	再任	代表取締役社長
2	はぎ た なお みち 萩 田 直 道	再任	専務取締役
3	はら だ しん いち 原 田 伸 一	再任	常務取締役 経営管理本部長 執行役員兼務
4	かめ だ たか のぶ 亀 田 登 信	再任	常務取締役 開発本部長兼広報室担当 執行役員兼務
5	たか の まこと 高 野 真	再任	取締役 調達物流本部長兼品質管理部担当兼国内子会社担当 兼E C事業部担当 執行役員兼務
6	ふる の やす ひろ 古 野 康 弘	再任	取締役 人事総務部長兼監査室担当 執行役員兼務
7	いわ た たけし 岩 田 健	再任	取締役 営業本部長兼営業統括部長兼CS部担当 執行役員兼務
8	いの うえ たく と 井 上 拓 人	再任	取締役 海外事業本部長兼海外販売系子会社担当 執行役員兼務
9	おん ぞう なお と 恩 藏 直 人	再任	取締役 社外役員 独立役員
10	たか ぎ あき こ 高 木 暁 子	再任	取締役 社外役員 独立役員
11	かき うち けい こ 垣 内 恵 子	新任	監査役 社外役員 独立役員
12	ひろ かわ かつ や 廣 川 克 也	新任	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日) (性別)	略 歴 (地位、担当および重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数
1	みやもと あきら 宮本 彰 (1954年8月11日生) (男性) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1977年 3月 当社入社 1984年 9月 当社常務取締役総合企画室長 1986年 9月 当社専務取締役 1992年 4月 当社代表取締役社長（現任） <取締役候補者とした理由> 同氏は、当社経営者として社業を牽引し、経営全般に対する豊富な経験と幅広い知見により、重要な経営判断や意思決定を適切に行ってまいりました。今後も卓越したリーダーシップのもと、様々な経営判断や意思決定を担うにふさわしい人物であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	956,718 株
2	はぎ た なお みち 萩田直道 (1960年5月25日生) (男性) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1983年 3月 当社入社 2002年 5月 当社経営企画室長 2006年 6月 当社経営企画室長兼国内子会社担当 2006年 6月 当社執行役員 2007年 3月 当社経営企画室長兼知的財産部担当兼監査室担当 2009年 3月 当社営業本部副本部長 2010年 9月 当社取締役営業本部副本部長 2012年 9月 当社常務取締役営業本部担当兼国内子会社担当 2018年 9月 当社専務取締役（現任） <取締役候補者とした理由> 同氏は、当社において経営企画部門、営業部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。	3,300 株

候補者番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴 (地位、担当および重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
3	はら だ しん いち 原 田 伸 一 (1961年9月19日生) (男性) 再 任	1984年4月 株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2006年10月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）新宿西支社長 2008年4月 三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司上海支店副支店長 2011年4月 株式会社三菱東京UFJ銀行ドイツ総支配人兼デュッセルドルフ支店長 2014年8月 当社顧問 2014年9月 当社取締役管理本部長兼経営企画部担当 2014年9月 当社執行役員（現任） 2015年9月 当社常務取締役経営管理本部長（現任）	4,000株
<取締役候補者とした理由> 同氏は、金融機関での豊富な経験と幅広い知見を有し、当社においては経営管理本部を牽引しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	かめ だ たか のぶ 亀 田 登 信 (1963年1月24日生) (男性) 再 任	1985年4月 当社入社 2006年11月 当社電子文具事業推進部長 2007年6月 当社電子文具開発部長 2009年6月 当社電子文具開発部長兼一般文具開発部長 2011年6月 当社開発本部副本部長 2011年6月 当社執行役員（現任） 2014年9月 当社取締役開発本部長兼広報室担当 2016年9月 当社常務取締役開発本部長兼広報室担当（現任）	6,700株
<取締役候補者とした理由> 同氏は、当社において開発部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日) (性別)	略 歴 (地位、担当および重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数
5	たか の まこと 高 野 真 (1961年7月14日生) (男性) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1984年 3月 当社入社 2006年 2月 P.T. KING JIM INDONESIA取締役社長 2011年 6月 当社執行役員（現任） 2012年 5月 当社調達本部副本部長 2012年 9月 当社調達部長兼品質管理部担当兼海外事業推進部副 担当 2014年 9月 当社取締役調達部長兼品質管理部担当兼海外事業推 進部副担当 2015年 9月 当社取締役調達物流本部長兼品質管理部担当兼海外 事業推進部担当 2016年 9月 当社取締役調達物流本部長兼海外事業本部担当兼品 質管理部担当 2017年 6月 当社取締役調達物流本部長兼品質管理部担当 2018年 9月 当社取締役調達物流本部長兼品質管理部担当兼国内 子会社担当 2019年 6月 当社取締役調達物流本部長兼品質管理部担当兼国内 子会社担当兼E C事業部担当（現任） <取締役候補者とした理由> 同氏は、当社海外子会社で経営の指揮をとり、当社においては調達物流部門、品 質管理部門、海外事業部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い 知見を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物で あると判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。	7,360 株
6	ふる の やす ひろ 古 野 康 弘 (1959年6月23日生) (男性) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再 任</div>	1983年 3月 当社入社 2006年11月 当社人事部長 2011年 6月 当社人事総務部長 2011年 6月 当社執行役員（現任） 2015年 9月 当社取締役人事総務部長兼監査室担当（現任） <取締役候補者とした理由> 同氏は、当社において人事総務部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験 と幅広い知見を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができ る人物であると判断したため、引き続き取締役候補者といいたしました。	3,500 株

候補者番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴 (地位、担当および重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
7	いわ たくし 岩 田 健 (1961年12月25日生) (男性) 再 任	1985年 4月 当社入社 2008年12月 当社通販部長 2014年 6月 当社営業本部副本部長兼営業統括部長 2014年 6月 当社執行役員（現任） 2016年 3月 当社営業本部長兼営業統括部長兼CS部担当 2016年 9月 当社取締役営業本部長兼営業統括部長兼CS部担当（現任） <取締役候補者とした理由> 同氏は、当社において営業部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。	3,400 株
8	いの うえ たくと 井 上 拓 人 (1968年11月22日生) (男性) 再 任	1992年 4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2003年11月 当社入社 2008年 6月 株式会社Gクラスセ（現株式会社ラドンナ）代表取締役社長 2010年 6月 株式会社アスカ商会代表取締役社長 2015年 9月 当社執行役員（現任） 2016年 1月 当社海外事業推進部副担当 2016年 9月 当社取締役海外事業本部長 2017年 6月 当社取締役海外事業本部長兼海外子会社担当 2019年 6月 当社取締役海外事業本部長兼海外販売系子会社担当（現任） <取締役候補者とした理由> 同氏は、当社国内子会社で経営の指揮をとり、当社においては海外事業部門の要職を歴任し、これらに関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、様々な経営判断や意思決定を適切に行うことができる人物であると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。	2,100 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日) (性別)	略 歴 (地位、担当および重要な兼職の状況)	所有する 当 社 株式の数
9	おん ぞう なお と 恩 藏 直 人 (1959年1月29日生) (男性) <input type="checkbox"/> 再 任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外役員 <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員	1987年4月 早稲田大学商学部助手 1996年4月 同大学商学部教授 2004年9月 同大学商学学術院教授 (現任) 2008年9月 同大学商学学術院長兼商学部長 2010年6月 エステー株式会社社外取締役 (現任) 2013年4月 早稲田大学理事 2015年9月 当社社外取締役 (現任) 2018年6月 株式会社ロッテ社外取締役 (現任) 2019年4月 早稲田大学常任理事 (現任) <社外取締役候補者とした理由> 同氏は、マーケティング戦略の第一人者としての幅広い見識と実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督ができる人物であると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。	1,400 株
10	たか ぎ あき こ 高 木 暁 子 (1975年10月9日生) (女性) <input type="checkbox"/> 再 任 <input checked="" type="checkbox"/> 社外役員 <input checked="" type="checkbox"/> 独立役員	1999年4月 トヨタ自動車株式会社入社 2002年6月 日本ロレアル株式会社入社 2006年8月 London Business School入学 2008年4月 学校法人 高木学園入職 2008年7月 London Business School卒業 2009年4月 学校法人 高木学園理事長 (現任) 2015年9月 当社社外取締役 (現任) <社外取締役候補者とした理由> 同氏は、MBAの資格を有し、様々な企業での経験と学校経営者としての幅広い見識と実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督ができる人物であると判断したため、引き続き社外取締役候補者いたしました。	1,400 株

候補者番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴 (地位、担当および重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
11	かき うち けい こ 垣内 恵子 (1962年1月25日生) (女性) 新任 社外役員 独立役員	1998年4月 弁護士登録 1998年4月 宮原・須田・石川法律事務所入所 2003年10月 笠原総合法律事務所入所 2012年8月 涼和総合法律事務所開設(現任) 2015年9月 当社社外監査役(現任) 2016年6月 凸版印刷株式会社社外監査役(現任) 2018年3月 ヤノホールディングス株式会社社外監査役 2018年3月 株式会社矢野経済研究所監査役(現任)	2,300 株
		<p><社外取締役候補者とした理由></p> <p>同氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識と実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督ができる人物であると判断したため、社外取締役候補者といいたしました。</p>	
12	ひろ かわ かつ や 廣川 克也 (1970年1月14日生) (男性) 新任 社外役員 独立役員	1993年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 2005年12月 慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス インキュベーションマネージャー 2012年4月 一般財団法人SFCフォーラム事務局長(現任) 2017年7月 SFCフォーラムファンド ファンドマネージャー(現任) 2018年4月 株式会社シュアール社外取締役(現任)	—
		<p><社外取締役候補者とした理由></p> <p>同氏は、金融機関およびファンドマネージャーとしての業務経験を通じて金融分野に関する幅広い見識と実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督が期待できる人物であると判断したため、社外取締役候補者といいたしました。</p>	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各取締役候補者の「所有する当社株式の数」は、2019年6月20日現在の状況であります。
3. 恩藏直人氏、高木暁子氏、垣内恵子氏および廣川克也氏は、社外取締役候補者であります。
4. 恩藏直人氏、高木暁子氏、垣内恵子氏および廣川克也氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の社外取締役候補者とした理由のとおり、社外役員としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 恩藏直人氏および高木暁子氏の社外取締役としての在任期間は、両氏ともに本総会終結の時をもって4年となります。
6. 垣内恵子氏は、現在当社の社外監査役ですが、本総会終結の時をもって監査役の任期が満了いたします。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、恩藏直人氏および高木暁子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、当社は、垣内恵子氏および廣川克也氏が取締役として選任された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は、恩藏直人氏および高木暁子氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、再任された場合、同契約を継続する予定であります。また、当社は、垣内恵子氏および廣川克也氏が取締役として選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役太田美奈、垣内恵子および丹羽武司の各氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日) (性別)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
1	おお た み な 太田美奈 (1972年5月6日生) (女性) 再任 社外役員 独立役員	1999年12月 税理士登録 2004年2月 税理士法人タクトコンサルティング入社(現任) 2015年9月 当社社外監査役(現任) <社外監査役候補者とした理由> 同氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、税理士としての財務および会計に関する専門的立場から、的確な助言と監査による経営の監視機能の充実が期待できるものと判断したため、引き続き社外監査役候補者といたしました。	1,400 株
2	に わ たけ し 丹羽武司 (1965年2月28日生) (男性) 再任 社外役員 独立役員	1990年4月 味の素株式会社入社 2003年9月 秀和特許事務所(現特許業務法人秀和特許事務所)入所 2003年12月 弁理士登録 2009年11月 秀和特許事務所副所長(現任) 2015年5月 秀和知財株式会社代表取締役(現任) 2015年9月 当社社外監査役(現任) <社外監査役候補者とした理由> 同氏は、弁理士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、的確な助言と監査による経営の監視機能の充実が期待できるものと判断したため、引き続き社外監査役候補者となりました。	2,300 株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各監査役候補者の「所有する当社株式の数」は、2019年6月20日現在の状況であります。
3. 太田美奈氏および丹羽武司氏は、社外監査役候補者であります。
4. 太田美奈氏および丹羽武司氏の社外監査役としての在任期間は、両氏ともに本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、太田美奈氏および丹羽武司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、太田美奈氏および丹羽武司氏との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、再任された場合、同契約を継続する予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日) (性別)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する 当社 株式の数
つだひろあき 津田宏明 (1977年4月4日生) (男性) 新任 社外役員 独立役員	2002年10月 弁護士登録 2002年10月 あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所） 入所 2004年10月 近藤丸人法律事務所入所 2009年1月 Robertsons Solicitors（香港）勤務 2009年9月 上海市協力律師事務所・広東君信律師事務所勤務 2010年9月 近藤丸人法律事務所復帰 2014年3月 熊谷・田中・津田法律事務所参画（現任） 2016年6月 株式会社ユビニティー社外取締役（現任）	—
	<補欠の社外監査役候補者とした理由> 同氏は、直接会社経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、的確な助言と監査による経営の監視機能の充実が期待できるものと判断したため、補欠の社外監査役候補者といいたしました。	

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 補欠監査役候補者の「所有する当社株式の数」は、2019年6月20日現在の状況であります。
 3. 津田宏明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 4. 当社は、津田宏明氏が監査役に就任した場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 5. 当社は、津田宏明氏が監査役に就任した場合は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結する予定であります。

(ご参考) 独立性に関する基準

当社における社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりであります。

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が、以下のいずれにも該当してはならないこととしております。

- i. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ii. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- iii. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- iv. 最近1年間において、上記iからiiiまでのいずれかに該当していた者
- v. 次のaからcまでのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の二親等内の親族
 - a. 上記iからivまでに掲げる者
 - b. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者または業務執行者でない取締役）
 - c. 最近1年間においてbまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者または業務執行者でない取締役）に該当していた者

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者をいいます。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社に行った者をいいます。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外の報酬が当該コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者および当該団体に過去に所属していた者をいう）の売上（総報酬額）の2%または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社または当社の子会社から得ていることをいいます。

第6号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）更新の件

当社は、2007年9月13日開催の当社第59回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、直近では2016年9月15日開催の当社第68回定時株主総会の決議によりその更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下現行の買収防衛策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期間は、本総会終結の時までとなっております。

現プランの有効期間満了に先立ち、現プランを更新することにつき当社定款第17条第2項の規定に基づき、ご承認をお願いするものであります（以下この更新を「本更新」といい、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

また、本議案についてのご承認の決議は、新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任していただく当社定款第16条第3項の決議でもあります。

本プランへの更新にあたり、現プランの内容から変更した点は次のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通知や提案を受けている事実はありません。

- ①独立委員会の検討期間（以下「独立委員会検討期間」といいます。）につき、現プランと同様原則として最長60日間とするものの、対価に円貨の現金以外のものを含む公開買付けによる当社の株券等の買付けが行われる場合は最長90日間に変更いたしました。他方、独立委員会が合理的な範囲内で延長できる検討期間を30日までとし、期間延長後の更なる期間の延長は行わないことといたしました。
- ②当社株式の大量取得行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合、買付者等有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない旨を明確化いたしました。
- ③当社株式の大量取得行為に対する対抗措置の発動の決定について、独立委員会の勧告に基づき取締役会が決定することを原則としていた類型を、(i)本プランの定める手続に反する買付け、(ii)いわゆる東京高裁4類型に該当する買付け、又は(iii)強圧的二段階買付けに該当する買付けの場合に限定し、それ以外の場合は、独立委員会の勧告により開催する株主総会で株主の意思を確認し、それに従い取締役会で決定するものといたしました。
- ④その他、語句の修正、文言の整理等を行うとともに、当社株式の大量取得行為に関する対応策の概要図を添付いたしました。

なお、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目指して、2019年8月1日開催の当社取締役会において、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、取締役の経営責任を明確化するために取締役の任期を1年とすること、社外取締役を2名増員して4名体制とし、取締役会における社外取締役の比率を3分の1まで高めることを決議しております。

1. 本更新の目的

当社は、当社株式に対する大量買付けが行われた際に、当該大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保するとともに、株主の皆様のために大量買付者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断し、2019年8月1日開催の取締役会において、本総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件に現プランを更新することを決定いたしました。

本議案は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして本プランへの更新をお諮りするものであります。

2. 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、企業価値の確保・向上に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は、①情報活用環境での、秀でた商品開発力・提案力、②安心のブランド力、③広い販売力と顧客サポート力、さらには④全員経営の風土と堅実経営にあります。当社株式の大量買付けを行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

3. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、強固な経営基盤の再構築に取り組むとともに、次なる成長のステージへ飛躍するため、「成長分野へのシフトを加速」及び「収益構造の変革」を掲げ、以下の施策を実行することで、中期経営計画の達成を図ってまいります。また、変化する経済環境に対応しつつ、便利で快適な商品とサービスを提供し、お客様のニーズに応えてまいります。

- ①ポメラやブギーボードに代表されるデジタル文具においては、当社独自の新発想や商品企画力を発揮した新製品の投入により、新たな顧客の獲得と市場の創造を目指してまいります。
- ②デスク整理用品を始めとするオフィス環境用品においては、当社のブランド力、営業力、調達・開発力を活かして新たな分野を開拓し、市場に提案してまいります。
- ③女子文具では、「HITOTOKI」ブランドの更なる認知度向上を図るとともに、斬新なアイデアの新製品を投入し、新たな顧客の獲得と市場の拡大を目指してまいります。
- ④ステーションリーにおいては、高付加価値や他社との差別化を図った当社ならではの新製品を投入することで、市場の拡大を目指してまいります。
- ⑤海外においては、中国と東南アジア各国に展開する海外子会社を中心に、アジアでの当社ブランドを確固たるものにするに加え、欧米や成長著しい新興市場への新規市場開拓を進めることで、更なる事業の拡大を進めてまいります。
- ⑥インテリアライフスタイル事業においては、既存の生活雑貨品のラインアップ拡大と拡販に加え、株式会社ぼん家具のネットビジネスのノウハウを中心にシナジーの強化を図り、事業の拡大を図ってまいります。
- ⑦テプラにおいては、用途提案による新市場や新チャネルの開拓を図り、また、年々増加している外国人観光客の多言語表示ニーズを取り込むなど、テプラが使用されるシーンを増やすことで、テープ需要の拡大を進めてまいります。
- ⑧M&A及び新規事業にも積極的に取り組んでまいります。
- ⑨ステーションリーの生産拠点が海外自社工場であることを活用し、新たな設備投資による生産の合理化や新規技術を獲得するなど、更なる原価低減を目指しコスト競争力を高めてまいります。また、激変する物流の環境変化に対応すべく物流体制の最適化を図ってまいります。
- ⑩人事面では、グローバル人材及び経営人材の育成を図るとともに、働き方改革に取り組んでまいります。
- ⑪財務面では、税務・為替のリスクコントロールの強化のほか、グループ会社を含めた連結ベースでの資金管理の効率化などにより、更なる財務体質の強化にも取り組んでまいります。

また、ステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うためのコーポレート・ガバナンス体制の整備・強化を進め、中長期的な企業価値向上の実現を確実なものとしてまいります。

4. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等の大量買付けを行おうとする者が現れたときに、大量買付者に対し、事前に当該大量買付けに関する情報の提供を求め、当該大量買付けについての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご提示したり、当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大量買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください）。なお、大量買付者には、本プランに係る手続を遵守していただき、本プランに係る手続の開始後、後述の独立委員会において新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する勧告がなされるまでの間、又は当社株主総会において新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大量買付けを進めてはならないものとしております。

(b) 新株予約権の無償割当ての利用

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従うことなく大量買付けを行う等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、大量買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が大量買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割り当てます。

(c) 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則¹⁾に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役²⁾）又は (iii) 社外の有識者で当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本更新当初の独立委員会は、本総会で取締役選任議案が原案通り承認可決されれば、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役3名により構成される予定です。本更新当初の独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙のとおりです。

¹ 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している (i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役 [もしくはこれに準ずる監査役 (過去に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含む。以下同様とする。)]、又は (iii) 社外の有識者、のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務もしくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法、経営学、経済学、会計学等を主たる研究対象とする学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役（もしくはこれに準ずる監査役）であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は本プランに定められた事項について決定などを行う。
- ・独立委員会は各独立委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

² 過去に当社又は当社の子会社の社外取締役であったために、会社法第2条第16号の要件を充足しない監査役を含みます。以下同じとします。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大量買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、大量買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、大量買付者の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付けその他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等³について、保有者⁴の株券等保有割合⁵が20%以上となる買付けその他の取得
- ② 当社が発行者である株券等⁶について、公開買付け⁷を行う者の株券等所有割合⁸及びその特別関係者⁹の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

³ 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。②において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）、及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の法的拘束力のある誓約文言等を記載した当社の定める書式による書面（買付者等の代表者による署名又は記名押印がなされたものとし、条件又は留保等は付されてはならないものとし、）及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。なお、買付説明書その他買付者等が当社又は独立委員会に提出する資料における使用言語は日本語に限ります。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接又は間接に、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及び買付者等を被支配法人等¹¹とする者の特別関係者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付等による買付等と同種の取引の経験及びその結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）¹²
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

¹¹ 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。

¹² 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

- ⑤ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 買付等の後における当社の株主（買付者等を除きます。）、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑨ 反社会的勢力との関係に関する情報
- ⑩ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記 (d) ①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(c) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、必要に応じて当社取締役会に対し、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。なお、かかる期間は、当社取締役会が、外部専門家による検討結果等を踏まえ、意見、根拠資料その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するのに必要な期間として設定しておりますが、当社取締役会としては可能な限り速やかに所要の検討を行うことといたします。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会からの情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含まれます。）の提供が十分になされたら独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として最長60日間（ただし、対価に円貨の現金以外のものを含む公開買付けによる当社の株券等の買付けが行われる場合は最長90日間）の検討期間を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとしします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報の提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとしします。

なお、独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日を上限とするものとしします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとしします。

(d) 独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件(以下「発動事由」と総称します。)のうち発動事由1又は発動事由2(a)(b)のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告できるものとします。なお、独立委員会は、ある買付等について下記(3)の発動事由2(a)(b)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間開始日(下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」(f)において定義されます。)の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する旨の、新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付等が発動事由のいずれにも該当しないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付等が発動事由のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- ③ 株主総会の開催を勧告する場合
独立委員会は、買付等の発動事由2(c)(d)の該当可能性が問題となっている場合には、その理由を付して、株主総会を開催し本新株予約権の無償割当ての実施についての株主意思の確認を行うこと等を勧告することができるものとします。
- (e) 取締役会の決議
当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。但し、下記の(f)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。
- (f) 株主総会の決議
当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、上記(d)に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、または本新株予約権の無償割当ての実施についての株主意思の確認を行うことを勧告した場合、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することができるものとします。この場合の株主の皆様の意思の確認は、書面投票又はインターネットによる議決権行使による出席を含め総株主の議決権の3分の1以上を有する株主様の出席を定足数として、行使された議決権の過半数によって決するものとします。
- (g) 情報開示
当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は東京証券取引所の諸規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、当社株主総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示をします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付等が下記のいずれかに該当する場合、上記(2)「本プランに係る手続」(e)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」(d)のとおり、買付等が下記の要件に該当するか否かについては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

発動事由1

下記に掲げるような、本プランに定められた手続に従わない買付等であり、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- ① 当社取締役会に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ② 独立委員会に本プランに定める独立委員会検討期間を与えることなく行われる買付等である場合
- ③ 独立委員会が株主総会の判断を得るように勧告した場合において、株主総会の決議を待たずに行われる買付等である場合
- ④ 本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付等である場合

発動事由2

以下の各号に定める要件に該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等について当社又は当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - ⑤ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

- (c) 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、時期、方法の適切性、実現可能性、関連する取引の仕組み、買付等の後の経営方針・事業計画及び当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係又は当社の企業価値の源泉、ブランド価値もしくは企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式¹³の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議に先立つ過去30日から180日の間で取締役会が別途定める期間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

¹³ 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記（i）②に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者¹⁴、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者¹⁵、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者¹⁶（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として、本新株予約権を行使することができません。

¹⁴ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

¹⁵ 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

¹⁶ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記（i）②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日において、当該者の有する本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

- ① 上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、新株予約権無償割当て決議において、別途定めるものとします。
- ② 当社は、本新株予約権の無償割当てを実施する場合、買付者等が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間（本新株予約権の無償割当ての実施に関する事項の決定権限の委任期間でもあります。）（以下「有効期間」といいます。）は、本総会における決議の時から本総会最終後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会最終の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プラン及び本プランに基づく委任はその時点で廃止・撤回されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本議案についての本総会による決議の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、東京証券取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2019年8月1日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

恩藏 直人（おんぞう なおと）

当社社外取締役

【略歴】

1959年 1月生

1987年 4月 早稲田大学商学部助手

1996年 4月 同大学商学部教授

2004年 9月 同大学商学学術院教授（現任）

2008年 9月 同大学商学学術院長兼商学部長

2010年 6月 エステー株式会社社外取締役（現任）

2013年 4月 早稲田大学理事

2015年 9月 当社社外取締役（現任）

2018年 6月 株式会社ロツテ社外取締役（現任）

2019年 4月 早稲田大学常任理事（現任）

恩藏直人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

また、恩藏直人氏は本総会における第3号議案「取締役12名選任の件」における社外取締役候補者であります。

高木 暁子（たかぎ あきこ）

当社社外取締役

【略 歴】

1975年10月生

1999年 4 月 トヨタ自動車株式会社入社

2002年 6 月 日本ロレアル株式会社入社

2006年 8 月 London Business School入学

2008年 4 月 学校法人 高木学園入職

2008年 7 月 London Business School卒業

2009年 4 月 学校法人 高木学園理事長（現任）

2015年 9 月 当社社外取締役（現任）

高木暁子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

また、高木暁子氏は本総会における第3号議案「取締役12名選任の件」における社外取締役候補者であります。

垣内 恵子（かきうち けいこ）

当社社外監査役

【略 歴】

1962年 1 月生

1998年 4 月 弁護士登録

1998年 4 月 宮原・須田・石川法律事務所入所

2003年10月 笠原総合法律事務所入所

2012年 8 月 涼和総合法律事務所開設（現任）

2015年 9 月 当社社外監査役（現任）

2016年 6 月 凸版印刷株式会社社外監査役（現任）

2018年 3 月 ヤノホールディングス株式会社監査役

2018年 3 月 株式会社矢野経済研究所監査役（現任）

2019年 9 月 当社社外取締役就任予定

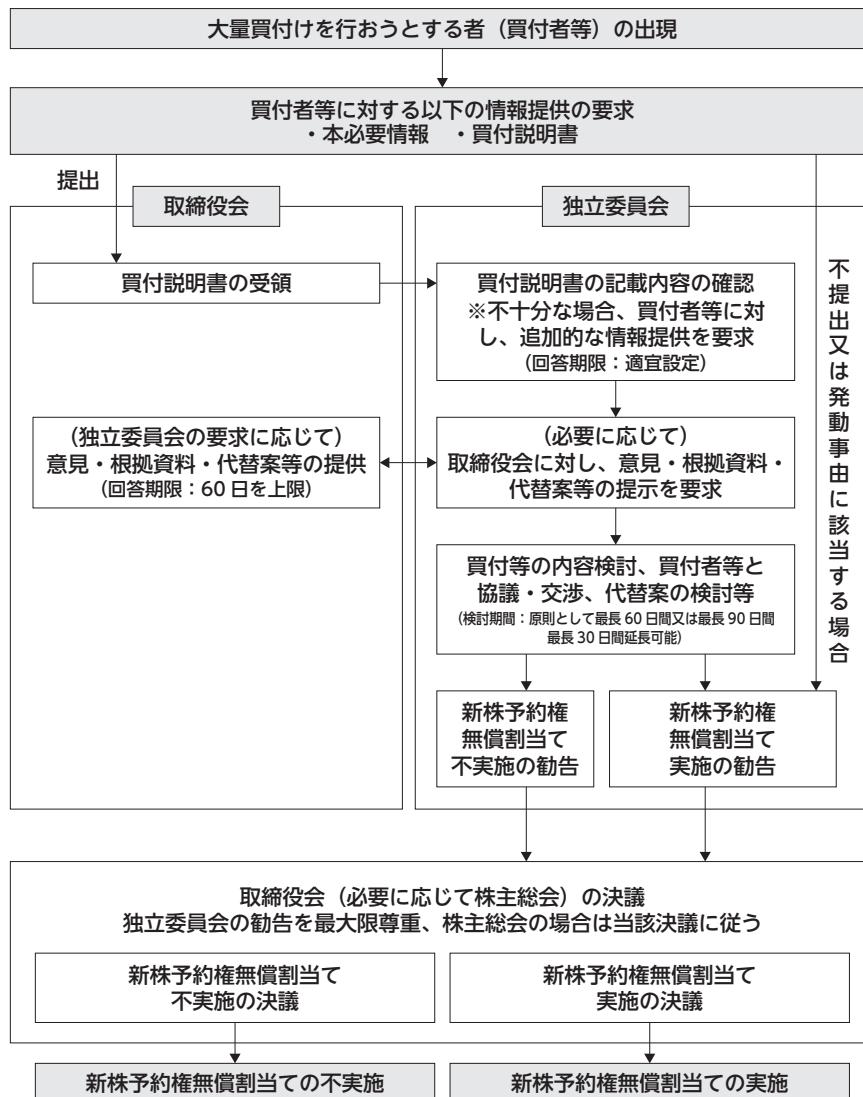
垣内恵子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

また、垣内恵子氏は本総会における第3号議案「取締役12名選任の件」における社外取締役候補者であります。

以 上

(ご参考)

当社株式の大量取得行為に関する対応策の概要図



(注) 本概要図は本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

(添付書類)

事業報告

(自 2018年6月21日)
(至 2019年6月20日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が堅調に推移し、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続いております。しかしながら、国際的な通商問題や海外経済の不確実性等、先行きの不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループでは、数多くの新製品を発売し、新たな市場の創出と獲得に注力してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は 343億2,954万円（前連結会計年度比 1.3%減）となりました。利益面では、のれんの償却額が減少したものの、運賃や賃借料等の増加により、販売費及び一般管理費が増加したため、営業利益は 13億9,504万円（前連結会計年度比 27.1%減）、経常利益は 16億3,694万円（前連結会計年度比 21.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は9億6,304万円（前連結会計年度比 31.4%減）となりました。

また、2018年10月29日から一週間、「テプラ」の発売30周年および累計販売台数1,000万台突破を記念して、青山のロイヤルガーデンカフェ青山にて「テプラカフェ」を開催いたしました。

長年のご愛顧に感謝すると共に、今後もお客様のご要望や時代のニーズに合わせた製品開発を積極的に行い、一層の需要の拡大に取り組んでまいります。

セグメント別の販売実績は、次のとおりであります。

① 文具事務用品事業

ステーションナリーにおきましては、シンプルなデザインのファイルシリーズ「HITOTOKIスタンダード」を発売した他、たおれないペンケース「オクトタツ」や落ち着いた色味のある色味のファイルシリーズ「レザフェスU」を発売いたしました。

電子製品におきましては、「テプラ」PROシリーズに、オフィス向けエントリーモデルSR370とスタンダードモデルSR-R680を発売いたしました。その他、ふせんサイズの「ブギーボード」BB-12や、環境騒音を低減する「デジタル耳せん」の新モデルMM2000、クラウドファンディングに出品して商品化が決定した気づかせメモ「カクミル」を発売いたしました。オフィス環境改善用品では、超大型液晶のデジタル時計でタイマーとしても使用できる「ザラージ タイマークロック」や自動手指消毒器「テッテ」、ペグボードを使った卓上収納ボード「ペギー」等を発売いたしました。

この結果、文具事務用品事業の売上高は 267億7,013万円となりました。

② インテリアライフスタイル事業

株式会社ぼん家具では、撮影スタジオの増設やクリエイターの増員により、新商品発売の体制を強化し、主力モールである楽天やAmazon、Yahoo!ショッピングにおいて、売上高の増強に努めました。また、配送各社の値上げにより、配送費が増加いたしました。梱包や商品仕様の変更により梱包サイズを小型化することで、配送費の抑制に努めました。株式会社アスカ商会では、高品質なアーティフィシャル・フラワーの新商品を拡充いたしました。また、国内3地区で新商品見本市を開催し、販売の強化に努めました。株式会社ラドンナでは、「Toffy」ブランドにおいて、主力のキッチンカテゴリに加え、クリーナー・時計・ファンなどライフスタイルグッズ等の新商品を投入し、カテゴリ展開を強化いたしました。また、フォトフレームについては好調な低価格ラインの拡充やリラクゼーション分野ではアクアバブルの新商品を投入するなど積極的な販売展開を行いました。

この結果、インテリアライフスタイル事業の売上高は 75億5,941万円となりました。

事業セグメント別の売上高

事業の種類別セグメントの名称		売上高 (千円)	前連結会計年度比 (%)
文具事務用品事業	ステーションナリー	11,222,461	98.7
	電子製品	15,547,670	98.9
文具事務用品事業計		26,770,131	98.8
インテリアライフスタイル事業		7,559,412	98.3
合 計		34,329,544	98.7

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資

当連結会計年度における設備投資額は4億2,929万円であり、その主なものは工場生産設備の2億5,981万円であります。なお、これらの所要資金は、主に自己資金にて賅っております。

② 資金調達

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、2021年6月期を最終年度とする第9次中期経営計画において、強固な経営基盤の再構築に取り組むと共に、次なる成長のステージへ飛躍するため、「成長分野へのシフトを加速」および「収益構造の変革」を掲げ、中期経営計画の達成を図ってまいります。変化する経済環境に対応しつつ、持続的な成長を目指していくと共に、便利で快適な商品やサービスを提供し、お客様のニーズに応えてまいります。

成長分野である「ポメラ」や「ブギーボード」に代表される「デジタル文具」においては、当社独自の新発想や商品企画力を発揮した新製品の投入により、新たな顧客の獲得と市場の創造を目指してまいります。デスク整理用品を始めとする「オフィス環境用品」においては、当社のブランド力、営業力、調達・開発力を活かして新たな分野を開拓し、市場に提案してまいります。成長著しい「女子文具」においては、『HITOTOKI (ヒトトキ)』ブランドのさらなる認知度向上を図ると共に、斬新なアイデアの新製品を投入し、新たな顧客の獲得と市場の拡大を目指してまいります。

「海外」においては、中国と東南アジアに展開する海外グループ会社を中心に、アジアでの当社ブランドを確固たるものに加えることに加え、欧米や成長著しい新興市場への市場開拓を進めることで、さらなる事業の拡大を進めてまいります。「インテリアライフスタイル事業」においては、インテリア雑貨のラインアップ拡大と拡販に加え、株式会社ぼん家具のEC事業のノウハウを中心にシナジーの強化を図り、事業の拡大を図ってまいります。

基盤事業である「テプラ」においては、用途提案により新規の市場やチャネルの開拓を図り、また、年々増加している外国人観光客の多言語表示ニーズを取り込むなど、「テプラ」が使用されるシーンを増やすことで、テープ需要の拡大を進めてまいります。「ステーションアリー」においては、他社との差別化を図った当社ならではの付加価値の高い新製品を投入することで、市場拡大を目指してまいります。また、ファイルを中心とする「ステーションアリー」の生産を海外グループ会社で行っていることを活用し、新たな設備投資による生産性の向上や新規技術を獲得するなど、さらなる原価低減を目指し、コスト競争力を高めてまいります。

物流面では、激変する物流の環境変化に対応すべく物流体制の最適化を図ってまいります。

人事・財務面では、働き方改革や、グローバル人材および経営人材の育成に取り組むと共に、税務・為替のリスクコントロールの強化のほか、グループ会社を含めた連結ベースでの資金管理の効率化などにより、さらなる財務体質の強化にも取り組んでまいります。加えて、M&Aおよび新規事業についても積極的に取り組んでまいります。

これらの重要施策を実施し、第9次中期経営計画の最終年度である2021年6月期は、売上高 380億円、営業利益 21億円、経常利益 23億円、親会社株主に帰属する当期純利益 16億円、自己資本当期利益率（ROE）7.0%を目標数値としております。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況

区 分	期 別	第 68 期	第 69 期	第 70 期	第 71 期
		(自2015年6月21日 至2016年6月20日)	(自2016年6月21日 至2017年6月20日)	(自2017年6月21日 至2018年6月20日)	(当連結会計年度) (自2018年6月21日 至2019年6月20日)
売 上 高 (千円)		34,138,204	34,627,821	34,788,058	34,329,544
経 常 利 益 (千円)		1,313,683	1,828,061	2,089,066	1,636,940
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)		809,163	1,204,004	1,402,847	963,042
1株当たり当期純利益 (円)		28.47	42.36	49.36	33.88
総 資 産 (千円)		26,993,159	26,971,356	26,979,696	26,132,664
純 資 産 (千円)		19,247,425	20,564,529	21,659,102	21,334,518
1株当たり純資産額 (円)		667.56	712.89	749.90	747.47

(注) 「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第70期に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 当該事業年度の末日における主要な事業内容、主要な営業所および工場ならびに使用人の状況

① 主要な事業内容 (2019年6月20日現在)

当社の企業集団は、当社および子会社9社により構成されており、ステーションリー・電子製品などの企画・製造販売およびこれらに附帯する事業活動を行う文具事務用品事業と、フォトフレーム・時計・家具・その他の雑貨・小物の企画・販売を行うインテリアライフスタイル事業を展開しております。

文具事務用品事業においては、ファイルの製造は、海外子会社でありますP.T.KING JIM INDONESIAおよびKING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.で行っており、ファイル用とじ具の製造は、KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.で行っております。また、海外の販売子会社として、中国市場でのファイル販売等を行う錦宮(上海)貿易有限公司と、東南アジア市場および中国市場に対する販売拠点として、電子製品機器などの販売および開発・調達関連業務を行う錦宮(香港)有限公司と、その子会社の錦宮(深圳)商貿有限公司があります。

インテリアライフスタイル事業においては、株式会社ラドンナが室内装飾雑貨・キッチン雑貨・時計の企画・販売業を、株式会社アスカ商会在がアーティフィシャル・フラワーやインテリア雑貨の輸入・企画・販売業を、株式会社ぼん家具がインターネットによるオリジナル家具の通信販売業をそれぞれ営んでおります。

② 主要な営業所および工場（2019年6月20日現在）

■株式会社キングジム（国内）

会社名	所在地
本社	東京都千代田区東神田 二丁目10番18号
営業拠点	
東京支店	東京都千代田区
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
福岡支店	福岡県福岡市
札幌営業所	北海道札幌市
仙台営業所	宮城県仙台市
さいたま営業所	埼玉県さいたま市
広島営業所	広島県広島市
物流拠点	
東京ロジスティクスセンター	東京都江戸川区
大阪物流センター	大阪府大阪市
福岡物流センター	福岡県福岡市

（注）錦宮（深圳）商貿有限公司は、2018年12月に当社の連結子会社である錦宮（香港）有限公司の100%子会社として新たに設立しております。

■子会社（国内）

会社名	所在地
営業拠点	
株式会社ラドンナ	東京都江東区
株式会社アスカ商会	愛知県名古屋市
株式会社ぼん家具	和歌山県海南市

■子会社（海外）

会社名	所在地
営業拠点	
錦宮（上海）貿易有限公司	中国上海市
錦宮（香港）有限公司	中国香港特别行政区
錦宮（深圳）商貿有限公司	中国広東省深圳市
生産拠点	
P.T.KING JIM INDONESIA	インドネシア東ジャワ州
KING JIM (MALAYSIA)SDN.BHD.	マレーシア ケダ州
KING JIM (VIETNAM)Co.,Ltd.	ベトナム ビンズン省

③ 使用人の状況（2019年6月20日現在）

（イ）企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
文具事務用品事業	2,166名	139名増
インテリアライフスタイル事業	141名	4名減
合 計	2,307名	135名増

（注）使用人数は常勤の就業人員を記載しており、出向者、臨時従業員および嘱託を含みません。

(ロ) 当社の使用人の状況

使用人数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
400名(20名増)	43.2歳	18.8年

(注) 使用人数は常勤の就業人員を記載しており、出向者、臨時従業員および嘱託を含みません。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況(2019年6月20日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
P.T.KING JIM INDONESIA	千米ドル 10,000	% 99.9	クリアファイルを中心とした 化成品ファイルの製造
KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.	千マレーシアリングギット 16,560	% 100.0	キングファイル等用の 金属製とじ具の製造
株式会社ラドンナ	千円 90,000	% 100.0	室内装飾雑貨・キッチン雑貨・ 時計の企画・販売
錦宮(上海)貿易有限公司	千米ドル 1,036	% 100.0	文具事務用品の販売
KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.	千米ドル 10,000	% 100.0	キングファイル等の製造・販売
株式会社アスカ商会	千円 13,000	% 100.0	造花(アーティフィシャル・フラワー)・ インテリア雑貨の輸入・企画・販売
錦宮(香港)有限公司	千香港ドル 7,223	% 100.0	電子製品機器等の販売および 開発・調達関連業務の受託
株式会社ぼん家具	千円 10,000	% 100.0	インターネットによる家具の 通信販売
錦宮(深圳)商貿有限公司	千米ドル 285	% 100.0	電子製品機器等の販売および 開発・調達関連業務の受託

(注) 1. KING JIM(MALAYSIA)SDN.BHD.は、2019年6月に株式の追加取得により100%子会社となっております。

2. 錦宮(香港)有限公司は、2019年1月に増資を行い、資本金が7,223千香港ドルに増加しております。

3. 錦宮(深圳)商貿有限公司は、2018年12月に当社の連結子会社である錦宮(香港)有限公司の100%子会社として新たに設立しております。

2. 会社の株式に関する事項（2019年6月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 100,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 32,459,692株（うち自己株式 4,037,227株）
 (3) 当事業年度末の株主数 34,891名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東京中小企業投資育成株式会社	2,139 ^{千株}	7.53 [%]
株式会社三井住友銀行	1,376	4.84
株式会社三菱UFJ銀行	1,011	3.56
宮 本 彰	956	3.37
株式会社ヨドバシカメラ	944	3.32
三井住友信託銀行株式会社	898	3.16
キングジム第一共栄持株会	855	3.01
有限会社メイフェア・クリエイション	853	3.00
株式会社エムケージム	841	2.96
宮 本 恵 美 子	781	2.75

- (注) 1. 当社は、自己株式を4,037,227株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況 (2019年6月20日現在)

発行決議の日	2013年9月19日	2014年9月18日	2015年9月17日
新株予約権の数	1,353個	1,761個	1,978個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	13,530株	17,610株	19,780株
新株予約権の払込金額 (1株当たり)	607円	629円	728円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権行使期間	2013年10月22日～ 2043年10月21日	2014年10月21日～ 2044年10月20日	2015年10月21日～ 2045年10月20日
当社役員の保有状況			
取締役 (社外取締役を除く)	2人 1,353個	5人 1,761個	6人 1,978個
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—
発行決議の日	2016年9月15日	2017年9月14日	2018年9月19日
新株予約権の数	2,444個	2,142個	2,300個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	24,440株	21,420株	23,000株
新株予約権の払込金額 (1株当たり)	743円	887円	814円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額 (1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権行使期間	2016年10月21日～ 2046年10月20日	2017年10月21日～ 2047年10月20日	2018年10月20日～ 2048年10月19日
当社役員の保有状況			
取締役 (社外取締役を除く)	8人 2,444個	8人 2,142個	8人 2,300個
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(2) 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名、地位、担当、重要な兼職状況（2019年6月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 状 況
代表取締役社長	宮 本 彰	
専務取締役	萩 田 直 道	
※ 常務取締役	原 田 伸 一	経営管理本部長
※ 常務取締役	亀 田 登 信	開発本部長兼広報室担当
※ 取 締 役	高 野 真	調達物流本部長兼品質管理部担当兼国内子会社担当
※ 取 締 役	古 野 康 弘	人事総務部長兼監査室担当
※ 取 締 役	岩 田 健	営業本部長兼営業統括部長兼CS部担当
※ 取 締 役	井 上 拓 人	海外事業本部長兼海外子会社担当
取 締 役	恩 藏 直 人	早稲田大学商学学術院 教授 早稲田大学 常任理事 エステー株式会社 社外取締役 株式会社ロッテ 社外取締役
取 締 役	高 木 暁 子	学校法人 高木学園 理事長
常勤監査役	清 水 和 人	
監 査 役	太 田 美 奈	税理士法人タクトコンサルティング 税理士
監 査 役	垣 内 恵 子	涼和綜合法律事務所 弁護士 凸版印刷株式会社 社外監査役 株式会社矢野経済研究所 監査役
監 査 役	丹 羽 武 司	特許業務法人秀和特許事務所 副所長 弁理士 秀和知財株式会社 代表取締役

- (注) 1. 上表において※印を付した取締役6名は、執行役員を兼務しております。
2. 取締役恩藏直人氏および高木暁子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役太田美奈氏、垣内恵子氏および丹羽武司氏は、社外監査役であります。
4. 監査役太田美奈氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役恩藏直人氏および高木暁子氏、ならびに監査役太田美奈氏、垣内恵子氏および丹羽武司氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社と取締役恩藏直人氏および高木暁子氏、ならびに監査役太田美奈氏、垣内恵子氏および丹羽武司氏は、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額ならびに当該報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」にて、取締役および監査役の報酬等を検討し、取締役会に提案します。その上で、最終的には取締役の報酬等については取締役会で決定し、監査役の報酬等については監査役の協議により決定いたします。

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等は以下のとおりです。

区分	支給人員	基本報酬	賞与	ストックオプション	報酬等の総額
取締役	10名	149,790千円	45,061千円	18,722千円	213,573千円
(うち社外取締役)	(2名)	(9,540千円)	(-)	(-)	(9,540千円)
監査役	4名	24,660千円	(-)	(-)	24,660千円
(うち社外監査役)	(3名)	(9,360千円)	(-)	(-)	(9,360千円)
合計	14名	174,450千円	45,061千円	18,722千円	238,233千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2018年9月19日開催の第70回定時株主総会において年額 300,000千円以内（うち社外取締役分は年額 30,000千円以内）（ただし、使用人分給与は含まれない。）と決議しております。また、これとは別枠で、ストック・オプションに係る報酬限度額として、2013年9月19日開催の第65回定時株主総会において、取締役に対し年額 40,000千円の範囲内でご承認をいただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2018年9月19日開催の第70回定時株主総会において年額 40,000千円以内と決議しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- 取締役恩藏直人氏は、早稲田大学商学学術院教授、早稲田大学常任理事、エステー株式会社の社外取締役および株式会社ロッテの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。
 - 取締役高木暎子氏は、学校法人高木学園理事長を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。
 - 監査役太田美奈氏は、税理士法人タクトコンサルティングに所属する税理士を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。
 - 監査役垣内恵子氏は、涼和綜合法律事務所に所属する弁護士、凸版印刷株式会社の社外監査役および株式会社矢野経済研究所の監査役を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。
 - 監査役丹羽武司氏は、特許業務法人秀和特許事務所に所属する弁理士、同事務所副所長および秀和知財株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と兼職先の間には重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役恩藏直人氏は、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、マーケティング戦略を専門とする立場から、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員長を務めております。なお、同氏は、第68回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に就任しております。
- ・取締役高木暁子氏は、当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、学校経営者としての立場から、議案、審議等につき、必要な発言を行っております。また、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員を務めております。なお、同氏は、第68回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に就任しております。
- ・監査役太田美奈氏は、当事業年度開催の取締役会13回および監査役会11回全てに出席し、必要に応じ、税理士としての専門的見地から、主に当社の会計方針、会計処理の方法等についての発言を行っております。
- ・監査役垣内恵子氏は、当事業年度開催の取締役会13回および監査役会11回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。なお、同氏は、第68回定時株主総会で更新が承認された「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」の独立委員会委員に就任しております。
- ・監査役丹羽武司氏は、当事業年度開催の取締役会13回および監査役会11回全てに出席し、必要に応じ、弁理士としての専門的見地から、主に当社の知的財産権に関する体制の構築・維持についての発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 2018年12月12日の監査役会にて、当事業年度の監査計画における監査時間・配員相当性を検討した上で、前事業年度監査実績・監査報酬、同業他社の監査報酬水準等を参考にして、報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額と判断し同意しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、P.T.KING JIM INDONESIA、KING JIM (MALAYSIA) SDN.BHD.、KING JIM (VIETNAM) Co.,Ltd.、錦宮（上海）貿易有限公司、錦宮（香港）有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役の全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任する方針です。また、当社では、会計監査人の監査実施の有効性および効率性等の業務執行状況、監査の品質管理等の業務管理体制および独立性、その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合は、監査役会において、当該会計監査人を不再任とし新たな会計監査人を選任する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表

(2019年6月20日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,596,567	流 動 負 債	3,677,765
現金及び預金	4,658,771	支払手形及び買掛金	1,745,822
受取手形及び売掛金	4,752,922	未払金	660,889
商品及び製品	5,985,143	未払法人税等	400,219
仕掛品	371,864	役員賞与引当金	33,796
原材料及び貯蔵品	1,441,439	その他	837,037
その他	391,501	固 定 負 債	1,120,380
貸倒引当金	△5,076	繰延税金負債	457,168
固 定 資 産	8,536,097	退職給付に係る負債	364,270
有 形 固 定 資 産	4,529,671	資産除去債務	21,283
建物及び構築物	2,273,279	その他	277,657
機械装置及び運搬具	371,104	負 債 合 計	4,798,146
土地	1,615,277	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	24,718	株 主 資 本	21,301,434
その他	245,291	資本金	1,978,690
無 形 固 定 資 産	335,504	資本剰余金	2,383,666
その他	335,504	利益剰余金	20,506,886
投資その他の資産	3,670,920	自己株式	△3,567,808
投資有価証券	2,123,494	その他の包括利益累計額	△56,485
退職給付に係る資産	991,211	その他有価証券評価差額金	522,505
繰延税金資産	145,417	繰延ヘッジ損益	△2,826
その他	414,610	為替換算調整勘定	△409,096
貸倒引当金	△3,813	退職給付に係る調整累計額	△167,068
資 産 合 計	26,132,664	新 株 予 約 権	89,569
		純 資 産 合 計	21,334,518
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,132,664

連結損益計算書

(自 2018年 6月21日)
(至 2019年 6月20日)

(単位 千円)

売上									34,329,544
売上原価									21,146,112
売上総利益									13,183,431
販売費及び一般管理費									11,788,389
営業利益									1,395,042
営業外収益									
受取利息及び配当金						64,307			
受取賃貸料						158,307			
為替差益						26,758			
その他						53,734		303,108	
営業外費用									
支払利息						4,928			
賃貸収入原価						47,865			
その他						8,415		61,209	
経常利益									1,636,940
特別利益									
固定資産売却益						752		752	
特別損失									
固定資産除却損失						15,325			
減損損失						67,462		82,787	
税金等調整前当期純利益									1,554,905
法人税、住民税及び事業税						489,981			
法人税等調整額						11,746			
過年度法人税等						74,867		576,596	
当期純利益									978,309
非支配株主に帰属する当期純利益									15,267
親会社株主に帰属する当期純利益									963,042

招集、通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年 6 月21日)
(至 2019年 6 月20日)

(単位 千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金
当 期 首 残 高	1,978,690	2,507,159	20,027,025	△3,567,808	20,945,067	899,770
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△483,181		△483,181	
親会社株主に帰属 する当期純利益			963,042		963,042	
連結子会社株式の取得 による持分の増減		△123,493			△123,493	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						△377,265
当 期 変 動 額 合 計	-	△123,493	479,860	-	356,367	△377,265
当 期 末 残 高	1,978,690	2,383,666	20,506,886	△3,567,808	21,301,434	522,505

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	435	△390,540	△140,628	369,037	70,847	274,150	21,659,102
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△483,181
親会社株主に帰属 する当期純利益							963,042
連結子会社株式の取得 による持分の増減							△123,493
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△3,261	△18,556	△26,440	△425,523	18,722	△274,150	△680,951
当 期 変 動 額 合 計	△3,261	△18,556	△26,440	△425,523	18,722	△274,150	△324,584
当 期 末 残 高	△2,826	△409,096	△167,068	△56,485	89,569	-	21,334,518

貸借対照表

(2019年6月20日現在)

(単位 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,085,265	流 動 負 債	2,377,689
現金及び預金	393,183	支払手形	155,747
受取手形	33,267	買掛金	935,661
売掛金	3,871,581	未払金	360,405
製原材	4,188,583	未払費用	373,246
仕掛品	95,052	未払法人税等	351,473
貯蔵品	16,707	役員賞与引当金	33,796
前払費用	87,274	その他の	167,359
関係会社短期貸付金	32,126	固 定 負 債	807,929
未収入金	126,947	長期未払金	145,065
その他の金	125,039	繰延税金負債	531,693
貸倒引当金	118,201	その他の	131,171
	△2,700	負 債 合 計	3,185,618
固 定 資 産	12,734,967	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	2,714,496	株 主 資 本	18,031,163
建物	1,282,027	資 本 金	1,978,690
構築物	4,276	資 本 剰 余 金	2,507,159
機械及び装置	14,198	資 本 準 備 金	1,840,956
車両運搬具	1,763	その他資本剰余金	666,203
工具、器具及び備品	158,510	利 益 剰 余 金	17,113,122
土地	1,246,260	利 益 準 備 金	362,100
建設仮勘定	6,143	その他利益剰余金	16,751,022
その他の	1,316	別 途 積 立 金	17,150,000
無 形 固 定 資 産	125,799	繰 越 利 益 剰 余 金	△398,977
ソフトウェア	106,408	自 己 株 式	△3,567,808
その他の	19,390	評 価 ・ 換 算 差 額 等	513,881
投 資 其 他 の 資 産	9,894,672	その他有価証券評価差額金	522,505
投資有価証券	2,123,494	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△8,624
関係会社株	4,361,984	新 株 予 約 権	89,569
関係会社出資	1,319,374	純 資 産 合 計	18,634,614
関係会社長期貸付金	541,033	負 債 ・ 純 資 産 合 計	21,820,233
前払年金費用	1,245,165		
その他の	304,677		
貸倒引当金	△1,057		
資 産 合 計	21,820,233		

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(自 2018年 6月21日)
(至 2019年 6月20日)

(単位 千円)

売上高		25,489,584
売上原価		17,003,549
売上総利益		8,486,034
販売費及び一般管理費		7,384,301
営業利益		1,101,733
営業外収益		
受取利息及び配当金	69,593	
受取賃貸料	167,193	
その他	18,583	255,370
営業外費用		
支払利息	4,056	
賃貸収入原価	63,506	
為替差損	4,379	
その他	194	72,137
経常利益		1,284,967
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	84,547	84,547
特別損失		
固定資産除却損	13,353	
関係会社株式評価損	1,408,213	1,421,566
税引前当期純損失		52,051
法人税、住民税及び事業税	385,879	
法人税等調整額	△37,418	
過年度法人税等	64,846	413,307
当期純損失		465,359

株主資本等変動計算書

(自 2018年 6 月21日)
(至 2019年 6 月20日)

(単位 千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金	
				別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	1,978,690	1,840,956	666,203	362,100	16,350,000	1,349,563
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△483,181
別 途 積 立 金 の 積 立					800,000	△800,000
当 期 純 損 失						△465,359
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	800,000	△1,748,541
当 期 末 残 高	1,978,690	1,840,956	666,203	362,100	17,150,000	△398,977

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△3,567,808	18,979,704	899,770	1,369	901,139	70,847	19,951,692
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△483,181					△483,181
別 途 積 立 金 の 積 立		-					-
当 期 純 損 失		△465,359					△465,359
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△377,265	△9,993	△387,258	18,722	△368,536
当 期 変 動 額 合 計	-	△948,541	△377,265	△9,993	△387,258	18,722	△1,317,077
当 期 末 残 高	△3,567,808	18,031,163	522,505	△8,624	513,881	89,569	18,634,614

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年8月6日

株式会社キングジム
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星長 徹也 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上 喬 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キングジムの2018年6月21日から2019年6月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キングジム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年8月6日

株式会社キングジム
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 星長 徹也 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井上 喬 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キングジムの2018年6月21日から2019年6月20日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年6月21日から2019年6月20日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年8月8日

株式会社 キングジム 監査役会

監査役(常勤)	清水和人	㊟
監査役	太田美奈	㊟
監査役	垣内恵子	㊟
監査役	丹羽武司	㊟

(注) 監査役太田美奈、垣内恵子及び丹羽武司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

経営理念

Corporate Mission Statement

独創的な商品を開発し、
新たな文化の創造をもって社会に貢献する

株主総会会場ご案内図

会場

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル

3階 ロイヤルホール

03-3667-1111 (代表)

会場までの交通機関

東京メトロ半蔵門線 水天宮前駅

4番出口 とホテルが直結しております。

東京メトロ日比谷線 人形町駅

A2出口 から徒歩約7分

都営地下鉄浅草線 人形町駅

A3出口 から徒歩約9分

駐車場の用意はございませんので、
お車でのご来場はご遠慮ください。



<ご案内>

昨年より、株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社キングジム

東京都千代田区東神田二丁目10番18号